



西原町



産後ケア事業利用ガイド

西原町で委託契約している医療機関及び助産所で、助産師・保健師・看護師などの専門スタッフから、身体と心、育児のサポートを受けることができます。

産後ケアでできること

- ・休養
- ・授乳の相談
- ・おっぱいのケア
- ・赤ちゃんの身体測定
- ・育児の相談
- ・沐浴
- ・育児の相談
- ・ママのこころとからだのサポート

サービスの種類内容

★組み合わせ自由で 5 回まで利用できます！

ショートステイ（宿泊型）

・施設に泊まってリフレッシュができます。1 日を通して、助産師などから授乳や育児のアドバイスをうけることができます。

【こんな方におススメ】

- ・赤ちゃんを預けてゆっくり休みたい
- ・家族からのサポートが得られない
- ・じっくりケアを受けたい

デイケア型（通所型）

・日帰りで施設に通います。利用時間（3 時間 or 6 時間）を選び、目的に併せて利用ができます。6 時間型のみランチ提供があります。

【こんな方におススメ】

- ・少しの時間でも休みたい
- ・気分転換に外出しケアを受けたい
- ・上の子のお迎えの間まで休みたい

アウトリーチ型（訪問型）

・助産師がご自宅に訪問します。ご自宅の環境で授乳・育児の相談ができます。

【こんな方におススメ】

- ・外出するのが体力的にきつい
- ・自分の家に合った方法が知りたい
- ・母乳育児（おっぱいトラブルなど）でお困りの方

利用できる方

- ・西原町に住所がある出生後 1 年未満の母親と乳児

※ショートステイ（宿泊型）については、受け入れ機関によって対象月齢、対象が異なります。



申請～利用までの流れ

申請

- ・ 窓口で申請書記入 もしくは オンラインにて申請できます。

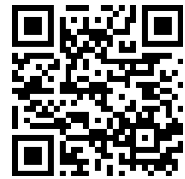
< 窓口来所の場合 >

- ・ 妊娠中、産後ともに窓口での申請は可能です。
- ・ 母子手帳を持参ください。
- ・ 代理申請をする場合は、代理申請者の身分証明書の持参をお願いします。

< オンライン申請の場合 >

- ・ オンライン申請は産後のみ申請可能です。
- ・ オンライン申請はこちらの QR コードからです →

※入力内容に不備もしくは不明な点があった際は
連絡させていただくことがあります。



※妊娠 32 週以降から事前申請ができます！

- ・ 窓口でのみ対応しています。
- ・ 事前申請行うことで産後スムーズに利用ができます。



利用決定

- ・ 申請書類や入力内容の審査後、利用決定になります。その後、利用券の発行手続きを行います。
- ※利用券を発行し、ご自宅に送付するまでに 2 週間かかります。
- ※産後ケア事業以外に個人情報を利用しません。
- ・ 妊娠中に事前申請された方は、出産の 2 週間後に利用決定となります。

予約

- ・ 施設へ直接予約の連絡をお願いします。
- ※施設の混み具合によっては、ご希望に添えない場合もあります。



利用

- ・ すべてのサービス合わせて 5 回利用できます。組み合わせは自由です。

利用料（自己負担額）

★サービス時に提供される食事代は別途自己負担です！

事業の種類	世帯の区分	自己負担額 (1回～5回まで)
短期入所型	課税世帯	500 円
	非課税世帯	0 円
	生活保護世帯	0 円
通所型 (3 時間利用)	課税世帯	0 円
	非課税世帯	0 円
	生活保護世帯	0 円
通所型 (6 時間利用)	課税世帯	0 円
	非課税世帯	0 円
	生活保護世帯	0 円
訪問型	課税世帯	0 円
	非課税世帯	0 円
	生活保護世帯	0 円

※短期入所型・通所型・訪問型いずれも利用時間を短縮されても利用料金は変わりません。



必要な持ち物

・西原町産後ケア事業利用決定通知書兼利用券

・子育て応援プラン（ある方のみ）

・母子健康手帳・健康保険被保険者証・お母さんと赤ちゃんの衣類・オムツ・おしりふき
・ミルクまたは離乳食・哺乳瓶・フェイスタオル 短期入所は、きがえ、洗面用具、バスタオル等

必要な持ち物の詳細については、予約時に施設へご確認ください。

ご利用の注意点

・妊娠 32 週以降から申請が可能ですが、利用の決定は出産の約 2 週間後となります。

（妊娠中は窓口申請のみとします。担当保健師による子育て応援プランの作成があります。）

・短期入所やデイサービス型 6 時間で提供される食事代は自己負担となります。

・短期入所型、デイサービス型は、お母さんと赤ちゃんと一緒にご利用ください。お母さんのみの外出は認めません。

・短期入所型、デイサービス型は、上のお子さんと一緒にご利用いただけません。

・予約後、利用のキャンセルをする場合は、速やかに施設へ連絡してください。利用日の前々日（各施設の休業日にご注意下さい）の午後 5 時までにご連絡がない場合は、キャンセル料が発生し、サービスを一回利用したとみなします。

・利用承認された利用期間や 5 回（泊）を超えて利用した場合は、全額自己負担での利用となります。

1 泊 = 1 回の利用とみなします。

・西原町を転出後に、「西原町産後ケア事業利用決定通知書兼利用券」を使用した場合は、利用料全額（委託基準額）を請求します。

・転入された方で、転入前に利用されていた場合は、転入元で利用されていた回数と合わせて 5 回までの利用となります。（例：転入元で 3 回利用の場合、西原町では 2 回の決定となります。）

・施設までの交通費は自己負担となります。

・産後ケア事業の利用後、QR コードからアンケートのご回答をお願いします。

お問い合わせ先

西原町役場こども家庭センター（こども課母子保健係）

☎098-945-5311（内線 2710.2711.2712）

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日除く）

